現行指針	改訂案	理由等
沖縄県外来種対策指針 ～ 外来種から沖縄の自然と文化を守るために ～ 平成 30 年 6 月 沖　縄　県	沖縄県外来種対策指針 ～ 外来種から沖縄の自然と文化を守るために ～ 平成 30 年 6 月 （令和〇年〇月改訂） 沖　縄　県	

沖縄県外来種対策指針

Ⅰ．指針の位置づけ

Ⅱ．指針の目的と目標

(1) 沖縄県の外来種問題の現状	1)外来種問題の視点から見た沖縄県の特徴　2)外来種の侵入・定着状況 3)外来種の影響　4)外来種対策の実施状況
(2) 指針の目的	外来種による生態系等への影響を最小限に抑え、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、沖縄県の生物多様性を保全するため、本県の特性と現状を踏まえた対策を総合的に推進する
(3) 将来像	本県への侵略的外来種の侵入が予防され、すでに定着している侵略的外来種については対策が実施され、外来種による生態系等への影響が最小限に抑えられ、人の生命・身体、農林水産業への被害が防止されるとともに、生物多様性が保全されている。
(4) 目標	1)リスト化と優先順位の決定　2)行動計画の策定　3)重点対策種の対策実施 4)重点予防種の対策実施　5)産業管理外来種の対策実施 6)普及啓発活動の実施　7)対策の実施体制の構築
(5) 指針が対象とする外来種	1)国外からの外来種　2)国内（他県）からの外来種 3)国内(県内の別の島)からの外来種

Ⅲ．対策の方針

(1) 対策の基本的な考え方	1)対策基盤の整備　2)侵入の防止（予防）　3)防除の推進
(2) 区分ごとの対策	1)防除対策外来種　2)定着予防外来種　3)産業管理外来種
(3) 対策の効果の維持	○外来種リストの見直し　○行動計画の見直し
(4) 各主体の役割	1)沖縄県　2)市町村　3)県民　4)企業　5)その他

本指針では、沖縄県の生態系等に大きな影響を及ぼす可能性のある外来種を「侵略的外来種」と呼びます

沖縄県外来種対策指針

1　指針策定の背景と目的

(1)　背景	ア　指針策定まで イ　策定後の外部変化 ウ　新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画と実施計画の策定 エ　これらを踏まえた指針の改訂
(2)　指針の目的	外来種による生態系、人の生命・身体及び農林水産業への負の影響を軽減するとともに、県民や各主体との連携のもと沖縄県の生物多様性を保全するため、本県の特性と現状を踏まえた対策を総合的に推進する

2　沖縄県の外来種問題の現状と課題

(1)　外来種問題の視点から見た沖縄県の特徴
(2)　外来種の影響　(3)　外来種対策の実施状況　(4)　明らかになった課題

3　沖縄県の外来種対策により目指す将来像と実施する対策の方針

(1)　県が掲げる将来像	県民一人ひとりが外来種問題について責任を持ち、本県への侵略的外来種の侵入を予防し、すでに定着している侵略的外来種については対策を実施することで、外来種による負の影響を軽減し、沖縄型ネイチャーポジティブの実現に貢献する。
(2)　将来像実現のために実施する対策の方針	ア　基本的な考え方 （ア）　指針が対象とする外来種の範囲 a　国外由来外来種　b　国内（他県）由来外来種 c　国内（県内の別の島）由来外来種 イ　対策方法 （ア）　対策の基本的な考え方 a　県民への普及啓発・情報ネットワーク・人材育成・技術開発の強化 b　侵入の防止（予防）　c　防除の推進 （イ）　区分ごとの対策 a　防除対策を行う侵略的外来種 b　定着を予防する必要のある侵略的外来種　c　産業管理外来種
(3)　対策の効果の維持	

4　各主体の役割

(1)　行政機関　(2)　県民　(3)　企業　(4)　その他

本指針では、沖縄県の生態系等に影響を及ぼす、またはそのおそれがある「侵略的外来種」を対象とします。

指針の構成を全面改訂した。

1　指針策定の背景と目的

・改訂に至るまでの経緯（法改正、新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画及び実施計画の策定等）及び指針の目的を示した。

2　沖縄県の外来種問題の現状と課題

・沖縄県における外来種問題の現状とこれまでに県が実施してきた外来種対策により明らかになった課題を示した。

3　沖縄県の外来種対策により目指す将来像と実施する対策の方針

・外来種問題の現状と課題を踏まえ、望むべき将来像を示したうえで、将来像の実現に向けた各種対応方針を示した。

4　各主体の役割

・国の外来種被害防止行動計画（以下、「国の行動計画」と記す。）等に明記されている役割分担も勘案し、各主体に期待される役割を示した。
・国・県・市町村等をまとめて「(1)　行政機関」とし、それぞれの役割分担の下、連携して指針の目標達成に向けた施策を展開すること等を示した。

目　　次

Ⅰ．指針の位置づけ……1
Ⅱ．指針の目的と目標……2
（１）沖縄県の外来種問題の現状……2
（２）指針の目的……6
（３）将来像……7
（４）目標……7
（５）指針が対象とする外来種……8
Ⅲ．対策の方針……9
（１）対策の基本的な考え方……9
（２）区分ごとの対策……11
（３）対策の効果の維持……12
（４）各主体の役割……12

目　　次

1　指針策定の背景と目的……1
(1)　背景……1
(2)　指針の目的……2
2　沖縄県の外来種問題の現状と課題……4
(1)　外来種問題の視点から見た沖縄県の特徴……4
(2)　外来種の影響……6
(3)　外来種対策の実施状況……7
(4)　明らかになった課題……7
3　沖縄県の外来種対策により目指す将来像と実施する対策の方針……9
(1)　県が掲げる将来像……9
(2)　将来像実現のために実施する対策の方針……9
(3)　対策の効果の維持……13
4　各主体の役割……14
(1)　行政機関……14
(2)　県民……14
(3)　企業……14
(4)　その他……15

・指針の位置づけを含めた策定までの経緯、策定後の外部変化（国の動向）、新・沖縄２１世紀ビジョン策定（県の動向）及びこれらを踏まえた指針の改訂の方向性等を示した（新規）。
・上記に続き指針の目的を記載した。

・「現状と課題」の章立てを大項目に見直した。現行計画の文章をベースに現状を整理し、沖縄県対策外来種リストの策定、取組や課題等、対策実施による成果を反映した。

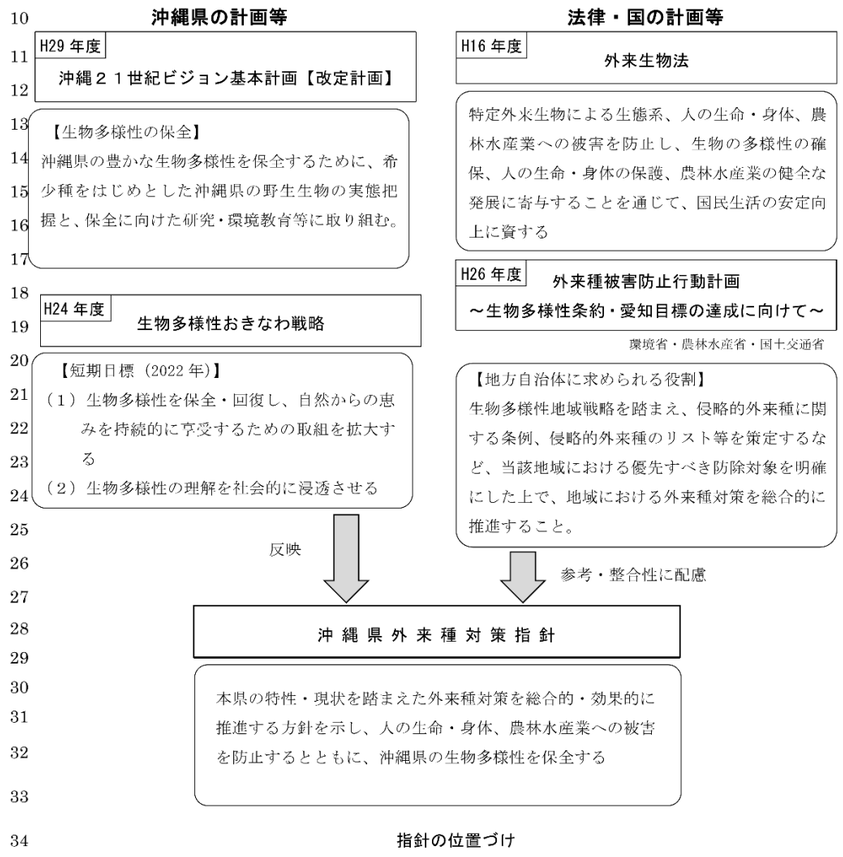
・現行の「目標」について、リストの策定等達成済み及び行動計画に示しているものもあることから項目を削除し、行動計画で示した。

・「現状と課題」を踏まえ、その流れを受けて「外来種対策の将来像と対策の方針」を示す構成となるよう、章立てを見直した。将来像については、県民の外来種問題に対する責任、沖縄型ネイチャーポジティブの実現に関する事項等について記載した。
・「将来像実現に係る対応方針」の「基本的な考え方」について法律・関連計画との整合を図り表現を統一し、簡潔な文章に整理した。
・「対策方法」の「対策の基本的な考え方」について説明文を追記するとともに、現行の取組、国の行動計画の内容を踏まえて記載内容を更新した。

・各主体に期待される役割を示した。外来生物法、国の行動計画等の趣旨を反映した。

Ⅰ．指針の位置づけ

　沖縄県が将来像として平成 21 年度に策定・公表した「沖縄２１世紀ビジョン」では、目指すべき将来像として「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」が位置づけられています。この将来像の実現に向けて、平成 29 年度には沖縄２１世紀ビジョン基本計画を改定したほか、生物多様性地域戦略の推進に向けて、平成 24 年度には「生物多様性おきなわ戦略」が策定され、生物多様性を保全・維持し、回復して次世代に繋げ、自然との「つながり」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現していくための基本的な計画が示されました。



指針の位置づけ

1　指針策定の背景と目的

(1)　背景

ア　指針策定まで

　県民の参画と協働のもとに将来のあるべき沖縄の姿として沖縄県が平成 21 年度に策定・公表した「沖縄２１世紀ビジョン」では、目指すべき将来像として「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」が位置づけられました。この将来像の実現に向けて、平成 24 年度には「生物多様性おきなわ戦略」が策定され、生物多様性を保全・維持し、回復して次世代に繋げ、自然との「つながり」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現していくための基本的な計画が示されました。

　このような背景の下、「沖縄県外来種対策指針」は、これらを実現するために実施する外来種対策の方針を示すため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という）」や国が平成 26 年度に策定した「外来種被害防止行動計画」を参考にしながら、平成 30 年６月に策定されました。

イ　策定後の外部変化

　指針策定後、令和４年７月に外来生物法が改正され、国、都道府県、市町村、事業者及び国民に関する責務規定が創設されました。さらに、「外来種被害防止行動計画 第２版」が令和７年３月に策定されるなど、外来種対策に関する施策が充実・強化されています。

ウ　新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画と実施計画の策定

　一方、県においては令和４年５月に「新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画」が策定され、令和５年３月には「第３次沖縄県環境基本計画」が策定されました。これらの計画には、「継承」や「持続可能」といった SDGs の考え方が取り入れられています。

　さらに、「新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画」を着実に推進するため、令和４年５月に「新・沖縄２１世紀ビジョン実施計画」が策定されました。実施計画では、基本計画に掲げた各施策を具体化し、成果指標を用いた施策効果の検証を行うことにより、基本計画の確実な推進を図ることとしています。

　実施計画では以下の施策の方向性、成果指標が示されています。

- 外来種の生息状況や被害状況等の調査の実施
- 効果的な捕獲手法の実践等を通じた外来種の駆除並びに侵入及び定着の防止
- 外来種対策等に関する普及啓発活動の推進
- 具体的な成果指標として「重点対策種の排除・根絶地域数」を設定

エ　これらを踏まえた指針の改訂

　以上のような国の法改正や方針の更新、県における新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画と第３次沖縄県環境基本計画の策定、そして新・沖縄２１世紀ビジョン実施計画における外来種対策の目標設定を受け、本指針を改訂しました。改訂指針は、新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画に掲げられた目標の達成に向けた実施計画を支援し、外来種対策をより実効的に推進するための具体的な方向性を示すものです。

1　指針策定の背景と目的

(1) 背景

ア　指針策定まで（新設）

・現行指針策定までの経緯を示した。現行指針の「Ⅰ．指針の位置づけ」を含めた。

イ　策定後の外部変化（新設）

・国の動向（外来生物法の改正、外来種被害防止行動計画第２版の策定）について示した。

ウ　新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画と実施計画の策定（新設）

・計画には「継承」や「持続可能」といった SDGs の考え方が取り入れられていること、施策の方向性、成果指標等について示した。

エ　これらを踏まえた指針の改訂（新設）

・現行指針に国・県の動向を反映させるために改訂が必要であることを説明し、さらに改訂指針の方向性を示した。

・体系図については、時点修正し、1-(2)の後ろに配置した。

（２）指針の目的

私たちは生物多様性から多くの恵みを享受して生活しています。例えば、農林水産物をはじめとした食料、水、木材などの生態系の生産物は私たちの生活に欠かせないものです。また、森林の水源かん養機能やサンゴ礁やマングローブによる防波堤効果など、気候の調整や水質浄化など生態系の調整能力により暮らしやすい県土が保たれています。その他、生態系が生み出すサンゴ礁の美しさや亜熱帯特有の景観は沖縄県の重要な観光資源となっています。さらに、御嶽信仰や紅型をはじめとした工芸品など沖縄独特の伝統・文化も生態系との関わり合いの中で育まれてきました。このように、「沖縄２１世紀ビジョン」で示された「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」という将来像は、沖縄県の豊かな生物多様性の恵みの上に成り立つものと言えます。



信仰対象となる自然に囲まれた空間



観光資源として欠かせないサンゴ礁

私達が将来にわたって生態系からさまざまな恵み（生態系サービス）を享受していくためには、その源となる生物多様性の保全が不可欠です。前述したように沖縄県には多数の外来種が侵入・定着し、沖縄県の生物多様性に影響を及ぼしています。さらに、外来種の侵入は原風景となる沖縄県の自然の姿を変え、私たちの祖先が独自の自然との関わりの中で築いてきた思想や文化を消失させる危険性も含んでいます。

外来種が及ぼす影響は、このような生態系への被害だけにとどまりません。人の生命や身体に被害を及ぼす事例や、農林水産業へ被害を及ぼす事例も報告されており、これらの外来種による生態系等への影響を最小限に抑え、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、沖縄県の生物多様性を保全していくためには、本県の特性と現状を踏まえた対策を総合的に推進する必要があります。このため、本指針を定め、本県の外来種対策の方向性を示すこととします。



外来植物に覆い尽くされた砂浜



在来種のグンバイヒルガオ

(2)　指針の目的

私たちは生物多様性から多くの恵みを享受して生活しています。例えば、農林水産物をはじめとした食料、水、木材などの生態系の生産物は私たちの生活に欠かせないものです。また、森林の水源かん養機能やサンゴ礁やマングローブによる防波堤効果など、気候の調整や水質浄化など生態系の調整能力により暮らしやすい県土が保たれています。その他、生態系が生み出すサンゴ礁の美しさや亜熱帯特有の景観は沖縄県の重要な観光資源となっています。さらに、御嶽（うたき）信仰や紅型（びんがた）をはじめとした工芸品など沖縄独特の伝統・文化も生態系との関わり合いの中で育まれてきました。このように、「沖縄２１世紀ビジョン」で示された「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」という将来像は、沖縄県の豊かな生物多様性の恵みの上に成り立つものと言えます。



信仰対象となる自然に囲まれた空間



観光資源として欠かせないサンゴ礁

私たちが将来にわたって生態系からさまざまな恵み（生態系サービス）を享受していくためには、その源となる生物多様性の保全が不可欠ですが、沖縄県には多数の外来種が侵入・定着し、沖縄県の生物多様性に影響を及ぼしています。外来種とは、意図的・非意図的を問わず人為的な導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種のことを指します。さらに、外来種の侵入は原風景となる沖縄県の自然の姿を変え、私たちの祖先が独自の自然との関わりの中で築いてきた思想や文化を消失させる危険性も含んでいます。

外来種が及ぼす影響は、生態系への被害だけにとどまらず、人の生命や身体に被害を及ぼす事例や、農林水産業へ被害を及ぼす事例も報告されています。外来種による生態系、人の生命・身体、農林水産業への負の影響を軽減し、沖縄県の生物多様性を保全していくためには、県民や各主体との連携のもと本県の特性と現状を踏まえた対策を総合的に推進する必要があります。このため、本指針を定め、本県の外来種対策の方向性を示すこととします。



外来植物に覆い尽くされた砂浜



在来種のグンバイヒルガオ

(5)　**指針の目的**（Ⅱ-(2)から 1-(2)に変更）

・大幅な内容変更は行わず、現行指針とほぼ同じ文言とし、微修正を加えた。

・常用漢字外についてはルビをつけた。

・構成を変更したことにより、外来種についての説明書きが前にないため、「外来種とは～」を挿入した。

（再掲_ｐ１に掲載）

沖縄県の計画等

H29 年度
沖縄２１世紀ビジョン基本計画【改定計画】

【生物多様性の保全】
沖縄県の豊かな生物多様性を保全するために、希少種をはじめとした沖縄県の野生生物の実態把握と、保全に向けた研究・環境教育等に取り組む。

H24 年度
生物多様性おきなわ戦略

【短期目標（2022 年）】
（１）生物多様性を保全・回復し、自然からの恵みを持続的に享受するための取組を拡大する
（２）生物多様性の理解を社会的に浸透させる

法律・国の計画等

H16 年度
外来生物法

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資する

H26 年度
外来種被害防止行動計画
～生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて～
環境省・農林水産省・国土交通省

【地方自治体に求められる役割】
生物多様性地域戦略を踏まえ、侵略的外来種に関する条例、侵略的外来種のリスト等を策定するなど、当該地域における優先すべき防除対象を明確にした上で、地域における外来種対策を総合的に推進すること。

反映　　参考・整合性に配慮

沖 縄 県 外 来 種 対 策 指 針

本県の特性・現状を踏まえた外来種対策を総合的・効果的に推進する方針を示し、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するとともに、沖縄県の生物多様性を保全する

指針の位置づけ

沖縄県の計画等

R4 年度
新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画

【自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用】
多くの固有種や希少種が生息・生育する生物多様性に富んだ豊かな自然環境を次世代に継承するため、自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用を目指す

R7 年度
第二次生物多様性おきなわ戦略

【将来像の実現に向けた目標（2032 年）】
○沖縄型ネイチャーポジティブの実現

R5 年度
第三次沖縄県環境基本計画

【基本目標（2032 年）】
○自然環境の保全・再生及び安全・安心な生活環境の実現

法律・国の計画等

R5 年度改正
外来生物法

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資する

R6 年度
外来種被害防止行動計画　第２版
～ネイチャーポジティブの実現に向けた外来種対策の実践～
環境省・農林水産省・国土交通省

【地域単位（地方公共団体ごと）の目標】
○外来種の侵入・定着、被害等の状況を把握
○地域内に未定着：外来種：地域内定着を防ぐ
○地域内に定着した種：対策優先度を整理の上具体的な目標を設定、達成を図る
○定着初期の種：地域内での根絶達成を図る
○リスト、条例等により対策優先度を整理

反映　　参考

沖 縄 県 外 来 種 対 策 指 針

外来種による生態系、人の生命・身体及び農林水産業への負の影響を軽減するとともに、県民や各主体との連携のもと沖縄県の生物多様性を保全するため、本県の特性と現状を踏まえた対策を総合的に推進する

指針の目的

「沖縄県の計画等」の更新

新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画

・R4 年度策定「新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画」１－(2)自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用（目指す姿等）の文章を一部引用した。

第二次生物多様性おきなわ戦略（R7 年度策定）

・将来像の実現に向けた目標から引用した。

第三次沖縄県環境基本計画（R5 年度策定）

・基本目標（2032 年）から引用した。

「法律・国の計画等」の更新

外来種被害防止行動計画　第２版
（R7 年３月策定）

・第１章第３節目指すべき姿及び本計画の目標から引用した。

・更新した沖縄県の計画等、法律・国の計画等を踏まえ、指針の目的を記載した。

「沖縄県外来種対策指針」はこれらの将来像を実現するために、実施する外来種対策の方向性を示すために策定するものです。外来種とは、意図的・非意図的を問わず人為的な導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種のことを指し、侵入した地域の「生態系や人の生命・身体、農林水産業」（以下、「生態系等」という）に大きな影響を与えることがあります。

また、本指針は外来種対策に関連する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という）」や国が平成 26 年度に策定した「外来種被害防止行動計画」の方針や計画を参考として整合性を踏まえた上で策定されています。

Ⅱ．指針の目的と目標

（１）沖縄県の外来種問題の現状

１）外来種問題の視点から見た沖縄県の特徴

沖縄県は、日本列島の南西部に位置し、南北約 400km、東西約 1000km という広い海域に点在する大小 160 の島々からなる島しょ県です。

沖縄県を構成する島々を含む琉球列島はかつて中国大陸の一部でしたが、約 200 万年前からの地殻変動に伴い大陸から離れ、徐々に現在の島へと移り変わってきました。大陸から渡ってきた生物は、海によって隔てられたことで島独自の環境へ適応し固有の種に進化したと考えられています。島が形成される長い歴史の中で進化が進んだことで、琉球列島にはヤンバルクイナやオキナワトゲネズミ、リュウキュウヤマガメなど数多くの固有種が生息しています。

さらに、琉球列島は日本の中でも生物多様性の高い地域です。植物についてみると、琉球列島は熱帯と温帯の植生の移行帯に位置しており、特異的な特徴をもっています。沖縄県に生育する維管束植物は約 1750 種で、面積あたりの種数は日本本土の約 45 倍と言われています。動物についてみると、中国南部やインド、フィリピンなどを含む東洋区に区分され、旧北区に区分される日本本土では見られない南方系の種が多くみられます。

沖縄県の生物相は、日本本土と比べて種の多様性が高く、固有種や南方系の種が多いという特徴を有しています。



ヤンバルクイナ



リュウキュウヤマガメ

2　沖縄県の外来種問題の現状と課題

(1)　外来種問題の視点から見た沖縄県の特徴

沖縄県は、日本列島の南西部に位置し、南北約 400km、東西約 1000km という広い海域に点在する大小 160 の島々からなる島しょ県です。

沖縄県を構成する島々を含む琉球列島はかつて中国大陸の一部でしたが、約 200 万年前からの地殻変動に伴い大陸から離れ、徐々に現在の島へと移り変わってきました。大陸から渡ってきた生物は、海によって隔てられたことで島独自の環境へ適応し固有の種に進化したと考えられています。島が形成される長い歴史の中で進化が進んだことで、琉球列島にはヤンバルクイナやオキナワトゲネズミ、リュウキュウヤマガメなど数多くの固有種が生息しています。

さらに、琉球列島は日本の中でも生物多様性の高い地域です。植物についてみると、琉球列島は熱帯と温帯の移行帯に位置するとともに、島ごとの異なる地史や地形を背景として多様な植物相が形成されています。動物についてみると、中国南部やインド、フィリピンなどを含む東洋区に区分され、旧北区に区分される日本本土では見られない南方系の種が多くみられます。

沖縄県の生物相は、日本本土と比べて種の多様性が高く、固有種や南方系の種が多いという特徴を有しています。



ヤンバルクイナ



リュウキュウヤマガメ

このように沖縄県は生物多様性の高い地域ですが、島しょ特有の脆弱性も有しています。島しょ生態系は規模が小さく、微妙なバランスで成り立っていることが多いことから、外来種の侵入をはじめとした環境の負荷に対して脆弱です。

沖縄県にはすでに多くの外来種が侵入・定着し、一部の外来種は沖縄県の生物多様性に大きな影響を与えています。例えば、ハブやネズミの駆除を目的に人間が意図的に 1910 年に沖縄島に導入したフイリマングースは、徐々に数を増やし、やんばる地域にまで拡大しました。フイリマングースによる捕食により多くの固有種や希少種が深刻な影響を受けました。

2　沖縄県の外来種問題の現状と課題

・「課題」を追加した。

(1)　外来種問題の視点から見た沖縄県の特徴

・大幅な内容変更は行わず、現行指針とほぼ同じ文言とし、一部文章を更新した。

このように沖縄県は生物多様性の高い地域ですが、島しょ特有の脆弱性も有しています。島しょ生態系は規模が小さく、微妙なバランスで成り立っていることが多いことから、外来種の侵入をはじめとした環境の負荷に対して脆弱です。

沖縄県にはすでに多くの外来種が侵入・定着し、一部の外来種は沖縄県の生物多様性に大きな影響を与えています。例えば、1910 年に沖縄島に導入されたフイリマングースは、徐々に数を増やし、やんばる地域にまで拡大しました。フイリマングースによる捕食により多くの固有種や希少種が深刻な影響を受けました。この他にもグリーンアノールやタイワンスジオ、シロアゴガエルなど沖縄県の固有種や希少種に影響を与えることが懸念される多くの外来種が侵入・定着し、沖縄県の生物多様性の脅威※となっています。

※　本指針では、沖縄県の生態系等に大きな影響を及ぼす可能性のある外来種を「侵略的外来種」と呼びます。



フイリマングース



グリーンアノール

フイリマングースはハブやネズミの駆除を目的に人間が意図的に導入した外来種ですが、意図せずに侵入してくる外来種もたくさんいます。人への健康や農業、生態系への被害が世界中で報告されているヒアリなどの昆虫類や有毒なハイイロゴケグモなどのクモ類は、物資などに紛れ込んで侵入してくることが懸念されています。沖縄県を訪れる観光客は年々増加しており、また流通の中継地として物資の移動も盛んになっています。人や物流の移動が盛んになる中で、非意図的に侵入してくる外来種のリスクも高まっています。



ハイイロゴケグモ



シロアゴガエル



フイリマングース



グリーンアノール

また、意図せずに侵入してくる外来種もたくさんいます。グリーンアノールやタイワンスジオ、ツルヒヨドリなど沖縄県の固有種や希少種に影響を与えることが懸念される多くの外来種が侵入・定着し、沖縄県の生物多様性の脅威となっています。

人への健康や農業、生態系への被害が世界中で報告されているヒアリなどの昆虫類や有毒なセアカゴケグモなどのクモ類は、物資などに紛れ込んで侵入してくることが懸念されています。沖縄県を訪れる観光客は年々増加しており、また流通の中継地として物資の移動も盛んになっています。人や物流の移動が盛んになる中で、非意図的に侵入してくる外来種のリスクも高まっています。



セアカゴケグモ



ツルヒヨドリ

※セアカゴケグモの写真出典：環境省ホームページ「外来種写真集」

・フイリマングースのような意図的に導入された外来種との対比を示した。

・「ハイイロゴケグモ」及び「シロアゴガエル」について、県で対策を講じている「セアカゴケグモ」及び「ツルヒヨドリ」変更した。

・重点対策種の写真に更新した。

２）外来種の侵入・定着状況

沖縄県にはすでに多くの外来種が侵入・定着しています。植物では 700 種以上、脊椎動物では 150 種以上、無脊椎動物では 500 種以上の外来種の侵入・定着が確認されています。これらは現在確認されている外来種の種数であり、知られていない外来種も多くいるものと考えられます。

３）外来種の影響

外来種は動物であれば餌を食べ、植物であれば繁茂することで、在来種にさまざまな影響を及ぼし、結果として、本来の生物多様性の価値が損なわれる恐れがあります。また、毒をもっている外来種が人を刺したり、咬んだりするなど、人の生命・身体への影響や畑を荒らすなど農林水産業への影響等もあります。

在来種・生態系	捕食	肉食性の外来種は在来種を捕食し、生態系に大きな影響を及ぼす可能性がある。（例：タイワンスジオ、フイリマングース）
	競争	餌や生息場所を巡って競合し、在来種を被圧するなどの影響を及ぼす。（例：ツルヒヨドリ、アメリカハマグルマ）
	交雑	近縁の在来種と交雑し固有の遺伝子を汚染する。（例：リュウキュウヤマガメとセマルハコガメが交雑）
人の生命や身体	寄生生物・感染症の媒介	在来種や人間に感染症等を媒介し健康被害を及ぼす。（例：広東住血線虫の宿主となるアフリカマイマイ、スクミリンゴガイ等）
	咬傷等	毒をもつ外来種に人が咬まれるなど健康被害が発生する。（例：タイワンハブ、ハイイロゴケグモ、カミツキガメ）
農林水産業	食害・刺傷被害	農作物を食害する。（例：イノシシ、シロガシラ） 家畜を刺傷し生産性の低下等を引き起こす。（例：ヒアリ）
	営農活動の阻害	雑草として農地に侵入・繁茂し、営農活動を阻害する。（例：ムラサキカタバミ）
その他	景観の悪化	繁茂して本来の景観を損なう。（例：モミジバヒルガオ）
	不快害虫	大量発生して人の生活に影響を与える。（例：ヤンバルトサカヤスデ）
	各種の社会経済活動への影響	電気設備等インフラへの影響、検疫コストの増大、屋外活動の機会の損失など各種の社会経済活動へ影響を及ぼす。（例：ヒアリ）

(2)　外来種の影響

外来種は動物であれば餌を食べ、植物であれば繁茂することで、在来種にさまざまな影響を及ぼし、結果として、本来の生物多様性の価値が損なわれるおそれがあります。また、毒をもっている外来種が人を刺したり、咬んだりするなど、人の生命・身体への影響や畑を荒らすなど農林水産業への影響等もあります。

在来種・生態系	捕食	肉食性の外来種は在来種を捕食し、生態系に大きな影響を及ぼす。（例：タイワンスジオ、フイリマングース）
	競争	生育場所を巡って競合し、在来種を被圧するなどの影響を及ぼす。（例：ツルヒヨドリ、アメリカハマグルマ）
	交雑	近縁の在来種と交雑し固有の遺伝子を汚染する。（例：リュウキュウヤマガメとセマルハコガメが交雑）
人の生命や身体	寄生生物・感染症の媒介	在来種や人間に感染症等を媒介し健康被害を及ぼす。（例：広東住血線虫の宿主となるアフリカマイマイ）
	咬傷等	人が咬まれるなど健康被害が発生する。（例：タイワンハブ、ハイイロゴケグモ、カミツキガメ）
農林水産業	食害・刺傷被害	農作物を食害する。（例：イノシシ、シロガシラ、スクミリンゴガイ） 家畜を刺傷し生産性の低下等を引き起こす。（例：ヒアリ）
	営農活動の阻害	雑草として農地に侵入・繁茂し、営農活動を阻害する。（例：ムラサキカタバミ、ツルヒヨドリ）
その他	景観の悪化	繁茂して本来の景観を損なう。（例：ギンネム、モミジバヒルガオ）
	不快害虫	大量発生して人の生活に影響を与える。（例：ヤンバルトサカヤスデ）
	各種の社会経済活動への影響	電気設備等インフラへの影響、検疫コストの増大等（例：ヒアリ）

・外来種の侵入・定着状況については、(3)外来種対策の実施状況に集約した。

(2)　外来種の影響

・大幅な内容変更は行わず、現行指針とほぼ同じ文言とし、一部種名を更新した。

・イネを食害する「スクミリンゴガイ」を追加した。

・営農活動を阻害する「ツルヒヨドリ」を追記した。

・繁茂して景観を悪化させる「ギンネム」を追加した。

４）外来種対策の実施状況 本県に侵入・定着している外来種の中で、侵略的外来種については、国・県・市町村等による対策が実施されています。 フイリマングースについては、捕食による在来種への影響が大きいとして県と環境省が連携した駆除事業が行われています。希少種の多いやんばる地域への侵入を防止するための侵入防止柵の設置等の対策も実施されています。これらの取組によりやんばる地域の生息数、分布域は順調に減少、縮小しています。また一部の地域については地域根絶に成功しています。ヤンバルクイナはマングースの影響を受けて個体数・分布域が大きく減少しましたが、マングースの駆除開始から 15 年後の平成 27 年に行われた調査では過去最多のヤンバルクイナが確認され、個体数の回復がみられています。 両生類・爬虫類の外来種では特定外来生物に指定されているオオヒキガエル、シロアゴガエル、グリーンアノール、タイワンスジオ、タイワンハブについて、環境省や県および市町村によって分布調査や捕獲による駆除が実施されています。 ペット由来の外来種としては、やんばる地域や西表島などネコの野生化と在来種の捕食やイリオモテヤマネコへの影響が問題となっており、マイクロチップの埋め込みや適切な飼養についての普及啓発活動が続けられています。また、やんばる地域では、ノイヌやノネコが希少種を捕食する事例も報告されており、捨てられたイヌやネコが外来種として生態系に悪影響を及ぼすことを県民に広く普及啓発する必要があります。 植物では、アメリカハマグルマやツルヒヨドリ、ボタンウキクサが繁茂し、景観や在来植物、水質への影響が問題となり、地域住民や環境省、ダム管理者等による除去活動が展開されています。 侵略的外来種の侵入防止の取組も実施されています。海外からの輸入品については、空港や港湾において税関や植物防疫所が検査を行っています。また、沖縄県では「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」により、特定外来生物が付着又は混入している土砂、岩ずりなどの埋立用材を県内に搬入してはならないとしています。また、ヒアリについては詳細なモニタリング調査を実施するとともに、早期発見・初期防除のための技術開発、環境省や港湾関係者と連携した体制の構築等を行っています。 以上のように、県内に侵入・定着した外来種のうち、特定外来生物などの一部の種については対策が実施されてきました。また、侵入を防止する取組も実施されています。 しかし、対策が実施されていない外来種も多く、また、新たな外来種が県内に侵入するリスクは常に存在することから、本県の特性を踏まえた外来種対策をさらに戦略的かつ効率的に推進していく必要があります。	(3)　外来種対策の実施状況 本県にはすでに多くの外来種が侵入・定着しており、生態系、人の生命や身体、農林水産業への影響が懸念されています。このような状況を踏まえ、本県では平成 30 年８月に沖縄県対策外来種リストを策定しました。このリストでは、県内への定着状況、生態系等への影響の程度等を考慮して外来種を５つの区分に分類しており、このうち県内に定着し生態系への影響が大きく重点的な防除が必要な種を「重点対策種」として位置付けています。重点対策種については、国・県・市町村等が連携して対策を実施しています。 フイリマングースについては、捕食による在来種への影響が大きいため県と環境省が連携して防除するとともに、希少種の多いやんばる地域への侵入を防止するため、県では北上防止柵の設置等の対策も実施しています。これらの取組によりやんばる地域におけるフイリマングースの生息数、分布域は順調に減少、縮小しています。ヤンバルクイナはフイリマングースの影響を受けて個体数・分布域が大きく減少しましたが、平成 12 年度のフイリマングースの駆除開始以降、ケナガネズミやヤンバルクイナなどの絶滅危惧種の生息状況の回復が見られています。 両生類・爬虫類の外来種では特定外来生物に指定されているオオヒキガエル、グリーンアノール、タイワンスジオ、タイワンハブについて、分布調査や捕獲による駆除を実施しています。 ペット由来の外来種としては、やんばる地域や西表島などネコの野生化と在来種の捕食やイリオモテヤマネコへの影響が問題となっており、マイクロチップの埋め込みや適切な飼養についての普及啓発活動が続けられています。 植物では、アメリカハマグルマやツルヒヨドリ、ボタンウキクサ等が繁茂し、景観や在来植物、水質への影響が問題となり、県や地域住民、環境省、ダム管理者等による除去活動が展開されています。 侵略的外来種の侵入防止の取組も実施されています。海外からの輸入品については、空港や港湾において税関や植物防疫所が検査を行っています。また、県では「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」により、特定外来生物が付着又は混入している土砂、石材などの埋立用材を県内に搬入してはならないとしています。また、ヒアリについては、「沖縄県ヒアリ対策総合マニュアル」を令和２年３月に作成、令和７年３月に改訂して環境省・県・市町村や港湾関係者が速やかに防除等行えるようにしています。 (4)　明らかになった課題 本指針を策定後、約９年間にわたり外来種対策に取り組んできました。フイリマングースや両生類・爬虫類、植物、ペット由来の外来種など様々な分野で対策が進められてきましたが、取組を継続する中で以下のような課題が明らかになってきました。 （侵入・定着状況のモニタリングに関する課題） 沖縄県では、これまでのモニタリングにより多くの外来種の侵入・定着が確認されてきました。しかし、把握しきれていない外来種が存在する可能性があります。また、物流や人の移動等を通じた新	(3)　外来種対策の実施状況 ・外来種による影響の懸念を踏まえ、沖縄県対策外来種リストを策定して外来種を分類し、重点対策種等に位置づけて対策を実施してきた背景等について記載した。 ・フイリマングースへの対策実施による成果について文章を更新した。 ・「シロアゴガエル」の捕獲は実施していないため削除した。 ・やんばる地域のノイヌ・ノネコについては、(4)明らかになった課題に転記した。 ・ヒアリについては、ヒアリ対策総合マニュアルの策定について記載した。 ・現行指針 28 行目以降は、(4)明らかになった課題に集約した。 (4)　明らかになった課題（新設） ・「侵入・定着状況のモニタリングに関する課題」、「対策の優先度・評価・検証に関する課題」、「普及啓発・各主体の連携に関する課題」について記載した。
5	7	

	たな外来種の侵入・拡散リスクは常に存在することから、侵入・定着状況を把握するため、モニタリングの充実が重要な課題となっています。 **（対策の優先度・評価・検証に関する課題）** 　重点対策種への取組を継続する中で、対策により推定生息個体数や生息密度の低下等が確認された種がある一方で、対策の効果が限定的な種もみられました。今後はこれまでの取組を振り返りながら、費用対効果や実現可能性、生態系等への影響等を踏まえた優先順位を考慮し、重点対策種に対する取組を戦略的に推進していく必要があります。 **（普及啓発・各主体の連携に関する課題）** 　やんばる地域では、ノイヌやノネコが希少種を捕食する事例や、ツルヒヨドリなどの外来植物が在来植物を被圧する事例などが報告されており、外来種が生態系等に悪影響を及ぼす可能性についての理解促進が求められます。外来種対策を効果的に推進するためには、行政のみならず地域住民、事業者、NPO 等の各主体が外来種問題に対する共通の課題認識を持ち、それぞれの役割に応じた取組を担うことが重要であり、普及啓発活動のさらなる充実と各主体間の連携強化が必要となります。	